

公共事業の評価について
(意見具申)

平成28年3月

堺市公共事業評価監視委員会

1 はじめに

本委員会の目的は、堺市が実施する国庫補助事業の再評価、再々評価及び事後評価の対応方針（原案）に関して審議を行うことにより、公共事業の効率性及びその実施過程において透明性の一層の向上を図ることである。これらの目的に資するため、評価基準には「国土交通省の実施要領」に『堺市独自の視点』を加えている。審議は市当局からの事業内容や事業の効果に関する説明をもとに、各委員の専門的立場を踏まえて審議し、委員会の意見を総合的見地から取りまとめるという方法で行った。また審議内容については、意見具申と同時にその議事要旨と審議資料を公表し、本委員会として何を議論したのかを市民へ公開するように努めるものとした。

市においては、本委員会の意見を踏まえ、総合的な判断を行い対応方針が決定されるとともに、評価システムの充実に向けてさらに積極的な取組みを進められるよう望むものである。

2 審議の対象とした事業の範囲と評価の基準

今回、審議の対象となるのは、国庫補助を受けた建設事業で、再評価実施後5年が経過した時点で継続中の都市計画道路 諏訪森神野線の再々評価事業、及び事業完了後5年が経過する内川・土居川水環境改善事業～土居川海水導水事業～の事後評価事業の2件（別表1、2のとおり）であった。

再々評価にあたっては、次の視点から事業の必要性等を精査した。

- ①「事業の進捗状況」
- ②「事業長期化の要因」
- ③「事業完了の見込み」
- ④「事業効果の確認」
- ⑤「費用対効果分析結果について」

また、事後評価にあたっては、次の視点から改善措置の必要性及び今後の事後評価の必要性を精査した。

- ①「事業の目的と市民のニーズ」
- ②「事業の効果の発現状況」
- ③「事業実施による環境の変化」
- ④「事業の置かれている状況と市の自己評価」

3 審議結果

(1) 再々評価対象事業

【都市計画道路 諏訪森神野線】(別表参照 [P. 4])

本事業については、以下の審議の結果、事業のさらなる継続の必要性が認められるため、「事業継続は妥当」と判断する。

本路線は、府道堺阪南線と府道大阪高石線（新）を東西に結ぶ補助幹線道路であるため、道路整備により道路ネットワークが形成され円滑な交通が可能となり、更に歩行者と車の分離による安全性の確保や延焼遮断帯効果等による防災性の向上により、良好な市街地形成に寄与するものであることを確認した。

また本事業における費用便益分析の結果、B/Cが0.72となるものの、残事業を継続することによる事業効果が非常に大きく、定性的な効果として安全性の確保、交通の円滑化、防災性の向上など様々な効果が見込まれることを確認した。

なお、この事業の審議を通じて、次の意見が出された。

『道路事業の事業評価において、便益の一部を金銭評価している費用便益分析の結果のみで判断することは不適切であり、定性的な効果も含め、事業の重要性や必要性についてわかりやすい事業説明を行うべきである。』

(2) 事後評価対象事業

【内川・土居川水環境改善事業～土居川海水導水事業～】(別表参照 [P. 5])

本事業については、以下の審議の結果、事業の効果は得られており、5年を経過した現在においても事業効果が持続していると考えられるため、「改善措置及び今後の事業評価の実施は不要、また付帯意見なし」と判断する。

苦情の多かった河川水の白濁化や悪臭の発生原因である溶存酸素不足（2 mg/L 未満）の発生率が、事業前 60%超だったものが事業後 10%超になっていること、また白濁化や悪臭の発生率も半減していることを確認した。さらに、希少なニホンウナギを含む生息魚類種数も増加していることを確認した。

事業について、臭いの減少や生物の生息数の増加などを実感として「効果がある」とした世帯の割合が 72.1%となっており、高い割合で事業が認

められていることを確認した。

なお、事業の審議を通じて、次の提案があった。

『定性的評価として観光資源としての価値もわかりやすく提示されたい。』

『引き続き、適切な維持管理の検討に取り組みたい。』

4 結び

公共事業の評価にあたっては、事業の必要性や重要性などを市民に対して具体的でわかりやすい表現で事業説明を行っていくことを期待して意見具申の結びにかえる。

(添付資料)

- 第1回堺市公共事業評価監視委員会議事要旨
- 審議対象事業説明資料
- 堺市公共事業評価監視委員会規則
- 堺市公共事業評価監視委員会 出席者名簿